

当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書(以下、「協会報告書面」という。)」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

一般社団法人 投資信託協会  
会長 松谷 博司 殿

(商号又は名称) マネックス・アセットマネジメント株式会社  
(代表者) 代表取締役社長 中村 友茂 ㊞

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額(令和 2 年 10 月末日現在)

資本金の額 14 億円

発行する株式総数 100,000 株

発行済株式総数 50,000 株

直近5か年の資本金の変動

平成 27 年 11 月 27 日に増資 1.5 億円

平成 28 年 6 月 24 日に増資 2.5 億円

平成 30 年 9 月 27 日に増資 4 億円

令和 2 年 9 月 29 日に増資 5 億円

#### (2) 委託会社の機構

##### ① 会社の意思決定機構

業務遂行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。また、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任の取締役の任期の満了すべきときまでです。

代表取締役は、取締役会の決議によって選任され、取締役会は、その決議によって取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役が招集し、取締役会の議長となります。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となります。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

##### ② 投資運用の意思決定機構

全取締役及び投資運用委員会の委員長が指名する者をもって構成される投資運用委員会(委員長は代表取締役社長)は、原則として四半期毎に開催され、投資環境や相場動向を勘案した上で、投資運用方針及び投資運用ガイドラインを協議して策定します。また、同委員会では、資産運用のパフォーマンスを継続的にレビューして投資運用手法、投資運用方針並びに投資運用ガイドラインの改定を決定します。

投資運用委員会で策定された投資運用方針に基づいて、運用部において、原則として月次で開催する投資会議で具体的な投資計画を策定します。

各投資信託の運用担当者は、投資会議において策定された投資計画を受けて、各投資信託の運用計画を策定して有価証券の売買等の運用指図を行います。各投資信託の運用計画及び運用指図は、資本市場モデルなどを用いてリスクリターン特性等を分析し、ポートフォリオの最適化を図るよう行われ、その成果である各投資信託の投資運用の実績は、投資運用委員会に報告されます。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言業及び第2種金融商品取引業を行います。

令和2年11月13日現在、当社は17本の証券投資信託(追加型株式投資信託16本、単位型株式投資信託0本)の運用を行っており、純資産総額は12,603百万円です。

## 3. 委託会社等の経理状況

(1) 委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

(2) 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第6期事業年度に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第4期 (2019年3月31日現在)	第5期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	649,698	245,536
前払費用	1,035	1,627
未収委託者報酬	9,769	4,734
未収運用受託報酬	541	1,063
その他	12,314	16,369
流動資産計	673,359	269,331
固定資産		
有形固定資産	※1 3,485	※1 3,444
建物	2,466	1,541
器具備品	1,018	1,903
無形固定資産	118,841	148,574
ソフトウェア	118,841	118,356
ソフトウェア仮勘定	—	30,218
投資その他の資産	60,535	48,298
投資有価証券	51,869	48,298
長期差入保証金	8,666	—
固定資産計	182,862	200,317
資産合計	856,221	469,649
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,244	4,260
未払金	6,130	3,165
未払手数料	3,574	4,648
未払費用	13,205	16,368
未払法人税等	7,355	6,147
流動負債計	32,510	34,591
固定負債		
繰延税金負債	572	41
固定負債計	572	41
負債合計	33,082	34,632
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	900,000	900,000
資本剰余金	900,000	900,000
資本準備金	900,000	900,000
利益剰余金	△978,157	△1,363,240
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△978,157	△1,363,240
株主資本計	821,842	436,759
評価・換算差額等		
その他の有価証券評価差額金	1,296	△1,743
評価・換算差額等計	1,296	△1,743
純資産合計	823,139	435,016
負債・純資産合計	856,221	469,649

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	34,835		28,346	
運用受託報酬	27,742		34,049	
営業収益計		62,578		62,396
営業費用				
支払手数料	16,299		19,941	
広告宣伝費	15,108		13,547	
調査費	54,074		71,752	
委託調査費	53,498		70,949	
その他調査費	576		803	
委託計算費	10,396		8,920	
営業雑経費	2,638		2,946	
通信費	1,346		1,575	
協会費	1,292		1,370	
営業費用計		98,518		117,107
一般管理費				
給料	177,998		204,845	
役員報酬	24,987		31,090	
給料・手当	133,319		147,807	
法定福利費	19,691		25,948	
交際費	164		256	
旅費交通費	1,849		1,870	
租税公課	11,875		9,711	
不動産賃借料	14,073		15,149	
退職給付費用	3,226		4,459	
固定資産減価償却費	※1 30,738		※1 43,484	
諸経費	38,737		50,444	
一般管理費計		278,662		330,222
営業損失(△)		△314,602		△384,933
営業外収益				
受取利息	4		4	
雑収入	205		797	
営業外収益計		209		801
経常損失(△)		△314,393		△384,132
特別利益				
新株予約権戻入益	2,000		—	
特別利益計		2,000		—
税引前当期純損失(△)		△312,393		△384,132
法人税、住民税及び事業税		950		950
当期純損失(△)		△313,343		△385,082

(3) 【株主資本等変動計算書】

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△664,814	△664,814	335,185
当期変動額						
新株の発行	400,000	400,000	400,000	-	-	800,000
当期純損失(△)	-	-	-	△313,343	△313,343	△313,343
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	400,000	400,000	400,000	△313,343	△313,343	486,657
当期末残高	900,000	900,000	900,000	△978,157	△978,157	821,842

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額 金	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	-	-	2,000	337,185
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	800,000
当期純損失(△)	-	-	-	△313,343
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,296	1,296	△2,000	△703
当期変動額合計	1,296	1,296	△2,000	485,953
当期末残高	1,296	1,296	-	823,139

第5期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	900,000	900,000	900,000	△978,157	△978,157	821,842
当期変動額						
当期純損失(△)	-	-	-	△385,082	△385,082	△385,082
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△385,082	△385,082	△385,082
当期末残高	900,000	900,000	900,000	△1,363,240	△1,363,240	436,759

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額 金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	1,296	1,296	823,139
当期変動額			
当期純損失(△)	-	-	△385,082
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△3,040	△3,040	△3,040
当期変動額合計	△3,040	△3,040	△388,122
当期末残高	△1,743	△1,743	435,016

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

###### その他有価証券

##### ① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

### (会計方針の変更)

該当事項はありません。

### (未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)

#### (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

### (貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第4期 (2019年3月31日現在)	第5期 (2020年3月31日現在)
建物	744	73
器具備品	1,938	2,636

2. 関係会社に対する資産及び負債  
重要性がないため、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
有形固定資産	842	3,238
無形固定資産	29,896	40,246

2. 関係会社との取引高  
重要性がないため、記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	30,000	10,000	-	40,000

(変動事由の概要)

株式の増加は、増資に伴う新株の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	134	-	134	-	

(変動事由の概要)

新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第5期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第4期 (2019年3月31日現在)			第5期 (2020年3月31日現在)		
	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	649,698	649,698	-	245,536	245,536	-
(2)未収委託者報酬	9,769	9,769	-	4,734	4,734	-
(3)未収運用委託報酬	541	541	-	1,063	1,063	-
(4)投資有価証券	51,869	51,869	-	48,298	48,298	-
(5)長期差入保証金	8,666	8,666	-	-	-	-
資産計	720,544	720,544	-	299,632	299,632	-
(1)未払金	(6,130)	(6,130)	-	(3,165)	(3,165)	-
(2)未払手数料	(3,574)	(3,574)	-	(4,648)	(4,648)	-
負債計	(9,704)	(9,704)	-	(7,814)	(7,814)	-

(注1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、及び(3)未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4)投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

##### (5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

#### 負債

##### (1)未払金及び(2)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第4期 (2019年3月31日現在)			第5期 (2020年3月31日現在)		
		取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	50,000	51,869	1,869	10,000	10,135	135
	小計	50,000	51,869	1,869	10,000	10,135	135
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	-	-	-	40,000	38,163	△1,837
	小計	-	-	-	40,000	38,163	△1,837
合計	50,000	51,869	1,869	50,000	48,298	△1,702	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、第4期 3,226 千円、第5期 4,459 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	第4期 (2019年3月31日現在) (千円)	第5期 (2020年3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	293,203	413,026
その他	5,482	3,230
繰延税金資産小計	298,685	416,257
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注1)	△293,203	△413,026
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△5,482	△3,230
評価性引当額小計	△298,685	△416,257
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△572	△41
繰延税金負債合計	△572	△41
繰延税金負債純額	△572	△41

(注1) 評価性引当額が117,572千円増加しています。この増加の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を119,822千円追加的に認識したことに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	—	—	—	413,026	413,026
評価性引当額	—	—	—	—	—	△413,026	△413,026
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実行率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

### (セグメント情報等)

#### 1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

##### (1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

##### (2) 地域ごとの情報

###### ① 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、  
記載を省略しております。

##### (3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略  
しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

### (関連当事者関係)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 親会社及び法人主要株主等

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マネックスグループ 株式会社	東京都 港区	(被所有) 直接 51.01%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	408,080	—	—
その他の 関係会社	株式会社 クレディセゾン	東京都 豊島区	(被所有) 直接 44.00%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	352,000	—	—

(注1) 当社の増資時に発行株式を引き受けたものであります。

第5期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が無いため、記載を省略しております。

## 2. 親会社に関する注記

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

### (1株当たり情報)

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	20,578 円 47 銭	10,875 円 41 銭
1株当たり当期純損失金額	8,928 円 21 銭	9,627 円 06 銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第5期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失	313,343 千円	385,082 千円
普通株主に係る当期純損失	313,343 千円	385,082 千円
期中平均株式数	35,095 株	40,000 株

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:千円)

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,074,833
前払費用		1,579
未収委託者報酬		86,076
未収運用受託報酬		1,217
その他		9,827
	流動資産計	1,173,533
固定資産		
有形固定資産	※1	3,031
建物		1,478
器具備品		1,553
無形固定資産		133,726
ソフトウェア		131,350
ソフトウェア仮勘定		2,375
投資その他の資産		32,467
投資有価証券		32,467
	固定資産計	169,225
	資産合計	1,342,759
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,822
未払金		2,257
未払手数料		86,087
未払費用		19,263
未払法人税等		7,824
	流動負債計	117,256
固定負債		
繰延税金負債		755
	固定負債計	755
	負債合計	118,012
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,400,000
資本剰余金		1,400,000
資本準備金		1,400,000
利益剰余金		△1,576,964
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△1,576,964
	株主資本計	1,223,035
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,711
	評価・換算差額等計	1,711
	純資産合計	1,224,746
	負債・純資産合計	1,342,759

## (2) 【中間損益計算書】

(単位:千円)

		第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		85,933	
運用受託報酬		19,736	
その他		650	
	営業収益計		106,319
営業費用			
支払手数料		85,061	
広告宣伝費		25,919	
調査費		41,265	
委託調査費		40,986	
その他調査費		279	
委託計算費		3,260	
営業雑経費		2,584	
通信費		1,716	
協会費		867	
	営業費用計		158,091
一般管理費			
給料		102,051	
役員報酬		13,206	
給料・手当		74,738	
法定福利費		14,106	
交際費		39	
旅費交通費		201	
租税公課		11,543	
不動産賃借料		6,845	
退職給付費用		2,457	
固定資産減価償却費	※1	25,896	
諸経費		13,618	
	一般管理費計		162,655
営業損失(△)			△214,426
営業外収益			
受取利息		0	
雑収入		26	
	営業外収益計		27
経常損失(△)			△214,399
特別利益			
投資有価証券売却益		1,150	
	特別利益計		1,150
税引前中間純損失(△)			△213,249
法人税、住民税及び事業税			474
中間純損失(△)			△213,724

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

第6期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換 算差額 等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	900,000	900,000	900,000	△1,363,240	△1,363,240	436,759	△1,743	△1,743	435,016
当中間期変動額									
新株の発行	500,000	500,000	500,000	-	-	1,000,000	-	-	1,000,000
当中間期純損失(△)	-	-	-	△213,724	△213,724	△213,724	-	-	△213,724
株主資本以外の項目 の当中間期変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	3,454	3,454	3,454
当中間期変動額合計	500,000	500,000	500,000	△213,724	△213,724	786,275	3,454	3,454	789,730
当中間期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	△1,576,964	△1,576,964	1,223,035	1,711	1,711	1,224,746

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法
  - (2) 有価証券の評価基準および評価方法  
    - ① 時価のあるもの  
        決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年であります。  
無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

### (会計方針の変更)

該当事項はありません。

### (中間貸借対照表関係)

#### ※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)
建物	136
器具備品	2,986

2. 関係会社に対する資産及び負債  
重要性がないため、記載を省略しております。

### (中間損益計算書関係)

#### ※1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	413
無形固定資産	25,483

2. 関係会社との取引高  
重要性がないため、記載を省略しております。

### (中間株主資本等変動計算書関係)

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	40,000	10,000	-	50,000

(変動事由の概要)

株式の増加は、増資に伴う新株の発行によるものであります。

2. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	1,074,833	1,074,833	-
(2)未収委託者報酬	86,076	86,076	-
(3)未収運用受託報酬	1,217	1,217	-
(4)投資有価証券	32,467	32,467	-
資産計	1,194,594	1,194,594	-
(1)未払金	(2,257)	(2,257)	-
(2)未払手数料	(86,087)	(86,087)	-
負債計	(88,345)	(88,345)	-

(注1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、及び(3)未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

負債

(1)未払金及び(2)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第6期中間会計期間 (2020年9月30日現在)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	30,000	32,467	2,467
	小計	30,000	32,467	2,467
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		30,000	32,467	2,467

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	24,494 円 93 銭
1株当たり中間純損失金額	5,328 円 55 銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第6期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純損失金額	213,724 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失金額	213,724 千円
普通株式の期中平均株式数	40,109 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 令和2年12月4日  
作成基準日 令和2年11月13日

本店所在地 東京都港区赤坂一丁目12番32号  
お問い合わせ先 コーポレート管理部

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

マネックス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅谷 圭子 印

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社（旧会社名 マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社（旧会社名 マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020年11月13日

マネックス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 方昭 ㊞

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが

適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他

の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上